

法曹養成制度検討会議

第15回会議 議事録

第1 日 時 平成25年6月19日（水）自 午前10時02分
至 午後 0時23分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 自由民主党及び公明党の提言について
- 3 取りまとめに向けた意見交換
- 4 事務連絡
- 5 閉会

第4 出席委員等 佐々木座長，坂本総務副大臣，山口財務副大臣，文部科学省板東高等教育局長，（谷川文部科学副大臣代理），井上委員，岡田委員，鎌田委員，清原委員，久保委員，国分委員，田島委員，田中委員，南雲委員，丸島委員，宮脇委員，山口委員，和田委員，最高裁判所事務総局小林審議官，最高検察庁林オブザーバー，日本弁護士連合会山岸副会長（日本弁護士連合会橋本オブザーバー代理）

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹養成制度検討会議の第15回会議を始めさせていただきます。進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 それでは、本日もよろしくお願いいたします。

本日は、世耕内閣官房副長官、後藤法務副大臣、谷川文部科学副大臣、赤羽経済産業副大臣、伊藤委員、翁委員、萩原委員、日本弁護士連合会橋本オブザーバーが欠席されております。

後藤法務副大臣の代理として、小川司法法制部長、それから谷川文部科学副大臣の代理として、板東高等教育局長、橋本オブザーバーの代理として、山岸日本弁護士連合会副会長が出席されております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は6点ございます。資料1は、法曹養成制度検討会議取りまとめ（案）です。資料2は、自民党・司法制度調査会の法曹養成制度に関する中間提言です。資料3は、公明党・法曹養成に関するプロジェクトチームの法曹養成に関する提言です。資料4は、翁委員提出の意見書です。資料5は、萩原委員提出の意見書です。資料6は、和田委員提出の意見書です。

なお、資料1の参考資料として、前回会議のときの案からの見え消し版を席上に配付しております。また、前回と同様、席上には、各種参考資料をつづったファイルを置いておりますので、適宜御参照してください。

以上です。

○佐々木座長 それでは、議事に入ります。

まず、事務局から、自民党及び公明党の提言について報告がありますので、お願いしたいと思います。

○松並官房付 では、事務局から、先ほどの自民党司法制度調査会、それから公明党の法曹養成に関するプロジェクトチームから出された提言について、簡単に御説明いたします。

まず、資料2を御覧ください。こちらが自民党の司法制度調査会における中間提言です。簡単に御紹介します。

まず、これまでの司法制度改革や日弁連、関係省庁の努力により、国民にとってアクセスのよい公正な法の支配が強まったことを評価し、司法アクセスと法の支配の強化の方向性はそのまま維持するとしています。

そして、法曹人口に関しては、数でなく質を基準とするという基本姿勢を明確にした上、あるべき法曹人口については、平成22年頃に司法試験の年間合格者数を3,000人に、平成30年頃に実働法曹人口5万人にすることを目指すといった目標は取り下げるべきであり、人数についての具体的な提言はしないとしつつ、法科大学院終了者数の7,8割が司法試験に合格すること、司法研修所において導入的な集合修習を行うこと、実務修習を受け入れる現場も充実した研修を提供することが可能であることを考慮した上で適正な司法試験合格者数を決定すべきであるとされております。

司法試験科目については、短答式試験を憲法、民法、刑法に限定すべきであること、論文式試験においても暗記に頼るような出題はしないという視点で改善すべきなどとされて

おります。

また、受験回数については、5年間で5回の受験を認めるべきであるとされております。

次に、予備試験についてですが、予備試験の拡大は法科大学院の存在と矛盾するという指摘があったものの、本来、法曹養成は司法の充実という観点から検討されるべきであるとの姿勢から、予備試験の教養試験科目や口述試験の廃止を検討するとともに、法科大学院修了者と予備試験合格者の司法試験合格の割合が同程度になるようにすべきという閣議決定を確実に遵守することを求めています。

法科大学院の在り方では、法科大学院は不要であるとの意見も出されたとしつつ、現段階では原則として法科大学院を通じた法曹養成プロセスを重視し、今後2年間に於いて人的、財政的支援の削減措置などを強化した上、改善を求める法的措置等により、法科大学院の再編・統合が進むという方向性をしっかりととるべきであると提言しております。

司法修習制度については、司法修習の位置づけや、司法修習生の地位の在り方を再検討し、修習生の過度な負担の軽減や経済的支援の必要性について検討し、対策を講じるべきであるとし、また、実務的に可能な限り、来年度からの前期修習の復活やそれと同様の導入的教育を開始すること、1年以上の修習制度への移行を真摯に検討すべきであるとも提言しております。

職域拡大については、グローバルな分野での法曹の活躍が重要であるとし、在外公館への駐在や条約交渉への採用など、具体的な施策を講じるよう求めています。

そして、それぞれの課題についての今後の検討については、文部科学省、法務省、最高裁が調査会の意見を尊重し、半年以内に調査会に報告するよう求めると同時に、内閣官房に司令塔機能を持った専従の検討体制を早急に設け、これ以上の先送りは許されないとの認識に立って改善策を具体的に進めるべきであるとされております。

次に、資料3を御覧ください。公明党の法曹養成に関するプロジェクトチームがまとめた法曹養成に関する提言です。

簡単に御紹介いたしますと、法曹有資格者の活動領域の在り方については、本検討会議と同様の観点に立ち、地方公共団体、官庁での積極的な採用を推進するための施策、企業ニーズとのマッチングを図るシステムの構築、諸外国への法整備支援等、国際貢献への取り組み等といった各分野への広がりを推進するよう求めています。

法曹人口については、当面の間、司法試験合格者を現状より相当程度抑制することを提言し、今後の法曹人口の在り方については、2年以内に結論を出し、その後も継続的に検討することを求めています。

法科大学院については、これを法曹養成の中核とすることを維持しつつ、司法試験の累積合格率を7、8割とすることを目指し、実入学者数に合わせて定員数の削減を行うとともに、教育状況に課題のある法科大学院の統廃合を進める必要があるが、行政指導を通じた大胆な統廃合を早急に進めることには限界があるという指摘もあることから、法的根拠を持った統廃合施策について早急に検討すべきだとしております。その際、地方や夜間の法科大学院については、その意義を踏まえて配慮するよう求めています。

司法試験については、受験回数5年5回に緩和するとし、司法試験の合格水準の適切さについて必要な情報開示の在り方を検討すべきであるとしております。

予備試験については、本来の制度趣旨に沿ったものになるよう受験資格の制限等を検討

すべきであるとしております。

司法修習については、その制度の在り方を検討し、導入的教育の実施の検討、必要な修習期間・内容の検討をすべきであるとしています。

法科大学院生に対する経済的支援については、給付型の奨学金等の検討をすべきであること、司法修習生に対する経済的支援については、修習の在り方を検討する中で、必要に応じ、司法修習生の地位等の在り方を踏まえて、旅費法上の研修日額旅費を参考にした支給などを検討すべきであるとしています。

また、今後は内閣官房の下、省庁横断的な体制を用意して検討し、そこで得られた結論を確実に実施することを提言しています。これらの提言は、各党より法務大臣に提出されましたことを申し添えておきます。

以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、次に、和田委員の意見書でも指摘されておりますパブリックコメントで寄せられた意見の公表等の扱いにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○松並官房付 中間的取りまとめに寄せられましたパブリックコメントの意見の取扱いについてでございますが、これにおきます原則公表とは、意見の内容を何らかの形で公にするという趣旨であり、必ずしも全意見の全文を会議の場等において明らかにするという趣旨ではございません。また、氏名または法人名についても併せて公表させていただく場合というのは、特定の御意見を紹介するに当たり、法科大学院を初めとする特定の組織等を明示して公表することが適切なことも考えられますので、こうした場合を想定したものです。本会議の第13会議においてお配りいたしました法曹養成制度検討会議中間的取りまとめに対して寄せられた意見の概要は、募集期間内に3,000件を超える多数かつ多様な御意見が寄せられたことを踏まえ、御意見を取りまとめて会議で御紹介し、ウェブサイトで公表するために作成したものです。

中間的取りまとめに対して寄せられた御意見の全文について委員の方々が御覧になりたいという御要望がございます場合には、適宜対応いたしております。

また、一般の方につきましては、行政文書の情報開示請求がございました場合に、法令に従って相当程度のお時間をいただいた上で対応いたしております。

以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

本日は、本検討会議の取りまとめをするという会議でございますので、そういう観点から、既に皆さんに事前にお返しをしております案を御覧いただきながら議論をお願いしたいと思います。そういう観点で取りまとめ案を修正したところがございます。それも含めまして、ちょっと最初に私のほうから発言をさせていただきます。

司法修習生に対する経済的支援に関しましては、中間的取りまとめに対する意見が2,400件寄せられ、うち大多数が給費制の復活を求める御意見でございました。また、自民党の司法制度調査会の中間提言で、司法修習の位置づけや、司法修習生の地位の在り方を再検討し、修習生の過度な負担の軽減や経済的支援の必要性について検討し、対策を講じるべきとされております。公明党の法曹養成に関するプロジェクトチームの提言でも、司法修習の在り方を検討する中で必要に応じ、司法修習生の地位等の在り方を踏まえて、

旅費法上の研修日額旅費を参考にした支給などを検討すべきことが言及されております。

この点につきまして、本報告、経済的支援の項で、12ページを御覧いただきたいと思っております。この12ページの一番最後の行1行加わっておりますけれども、そこに「なお、この問題も含む司法修習の在り方については後記4参照」と、それから司法修習という項がございますが、これが22ページの最後に、これは前からあった文章でございますけれども、「司法修習の在り方について検討する中で、必要があれば、司法修習生の地位及びこれに関連する措置の在り方や兼業許可基準の更なる緩和の要否についても検討することが考えられる」という形で、この問題についてはこの取りまとめ案で整理をしているということでございます。

司法修習生に対する経済的支援につきましては、和田委員や田島委員、国分委員、丸島委員などからより積極的な内容の御発言もあったことは承知しております。

ただ、一方で、丸島委員など複数の委員から御指摘がありましたとおり、この問題は司法修習生の地位や司法修習の在り方と密接に関連するものと考えております。そういう観点から、この問題については先ほど御説明したような取りまとめを行ったということでございます。

この点に関する皆様方の意見や提言は真摯に受け止めるとともに、こうした御意見や提言を踏まえまして、新たな検討体制の下で御検討いただけるものと考えております。この点につきましては、議論に先立ちまして、座長として報告書における取扱いにつきまして、まとまった説明をさせていただきました。

そこで、これから各項目ごとに御意見をお願いしたいと思います。見え消し版と溶け込み版があるのですが、この見え消し版のほうが分かりやすいと思いますので、御意見はそちらに従って、この資料1じゃなくて別に机上にございます見え消し版を使って議論をお願いしたいと思います。

そこで、まず、前回お示しできなかった「はじめに」の部分と、これとつながる「おわりに」についての御意見をお願いします。

「おわりに」というのは、最初は余り想定していなかったんですけども、どうもやっぱりはじめがあっておわりがないというのは、いささかバランスが悪いので、こういう格好で「おわりに」というのもつけさせていただき、「はじめに」と「おわりに」という形で、少なくともそこを読むだけでもある程度の趣旨が分かる人には分かるという期待を込めて、こういう構成にさせていただいたところであります。

これは初めてお示しするものですので、いろいろ御意見があらうかと思っております。もし御意見があれば伺いたいと思っております。従来、ちょっと経緯についての記述が長くなり過ぎる傾向が「はじめに」のところはちょっとあったものですから、少しその比重を落として、一定の範囲にまとまるように私も含めて作業させていただいたところがございます。あるいは、「おわりに」のところでも何かございませんでしょうか。

それでは、また何かあればと思いますが……。

丸島委員、どうぞ。

○丸島委員 座長のお書きいただいた「はじめに」と「おわりに」の部分を見ないうちに、事前に意見を申し上げました。

基本的には、「はじめに」と「おわりに」にで、こういう形で書いていただいたことにつ

いては結構だと思います。従来から何度も申し上げていますが、法曹養成制度の改革の課題は、やはり一連の司法制度改革、つまり制度的な基盤の整備・充実の問題、国民的基盤の確立の問題を含めて、諸課題を全体的・一体的にバランスよく前進させる中で議論していかないとまくいかにいかにということでもありますので、この「はじめに」と「おわりに」の中で、繰り返し全般的な司法の役割の拡大と機能強化を図る観点でこの問題を検討しようということは重要なポイントだろうと思います。

それから、もう1点は、新たな法曹養成制度の意義、重要性ということをもまずはしっかりと押さえる必要があるのではないかとことです。後に「プロセスとしての法曹養成」という項目が出てきますが、これがお題目のようになっているはいけなないのであって、その中身は何か、どういう点が従来とは違った新たな積極的意義を持つのかということについてきちんと確認し大方の理解を得ながら、現状起きているさまざまな問題をどう解決するかという議論を進めることが大事であろうと思います。

法科大学院というものは、大学という学術的な環境の中でこれからの社会を担うプロフェッション養成のための基本的な教育を行うというわが国では初めての新しい試みに今取り組んでいるわけですが、しかし、その中で今さまざまな不十分さや不適合が生じているということだと思います。これをもう一度過去に戻って、大学における専門教育の課程もそこそこに、ともかく高いハードルのペーパー試験を乗り越えた者が法曹として優れた質を持っているというような議論に立ち戻ることはできないようにすることはまずは大事なことだと思います。それらの趣旨も含めて、「はじめに」と「おわりに」に書いていただいているのだと思いますし、その中で正にそのような点が重要なことだろうと思っております。

○佐々木座長 ありがとうございます。

国分さん。

○国分委員 「はじめに」の文章について感想を述べさせていただきます。大変高尚な文章でして、これそのものについて特別に異議はございません。読んで感じたことは、平成デモクラシーと書かれたものが一体何なのかということ、法曹志願者が理解できたかということです。すなわち、これは新自由主義的競争の社会であり、そしてその競争に勝てなかった者あるいはそのレベルに到達しなかった者は敗者になり得るということなのです。このことをどこまで法曹志願者が理解できたかが重要なのです。

「質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する」、あるいは「国民の法的サービスに対する利便性向上」は法曹養成の結果であって、その法曹を目指した若者がどこまで平成デモクラシーを理解し、納得して競争に参加したのかということにあるように私は思うのであります。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ほかに。田島委員どうぞ。

○田島委員 「はじめに」というよりは、一番最後のところで今後のことについて書いていただいています……

○佐々木座長 第4のところですか。「おわりに」ですか。

○田島委員 「おわりに」ですね、今後の法曹制度の検討体制のところの主なんですけれども、これずっと今見ていると、今の私たちのこの検討会議でしている議論の中味と自民党と公明党からの意見が出てきていますがそことのものすごい差があるような気がします。

今ここでやっている検討会議は、基本的な部分をきちっと詰めることができずに、先送りのための準備のための検討会みたいになっているような気がします。

ですから、特に、最後のところで、今後どういう形で次の検討をするかというところは、もっとしっかり詰めて、具体的に実効の実が上がるような仕組みをしっかりと提言しないとイケない。全体的にいうと、ほとんど先送り先送りになっている。一番問題は、ここは財政の問題に全く切り込んでいないんだと思います。我々のところは切り込めなかったんだと思う。それを議論することさえどこかで、ちゅうちょするような形のものに報告書自体もなっている。

そこは政治家の人たちがやった、自民党の調査会のこの報告を見れば、びっくりしました。自民党が本当にここまで切り込んだ議論をしたのかというぐらい驚きました。非常に積極的に国民のためを思ってこれだけの切り込みをしているというのは、私たちは相当参考にしなくちゃいけないんだと思う。

もちろん、今そういうことを言っても仕方ないですから、次にやろうとしているところを相当実の上がるようなものにしないと、官主導型といいますか、役所主導型のそれぞれの利害関係、対立する役所がそれぞれ自分たちにとって都合のいいものをただだまどめて、やれるようなものになってしまったらこんな検討会などやっても何の意味もないと思います。そこは特に「おわりに」に当たってしっかり、中身のところを総括した形で、次につなげる実効性のあるものをきちっと提言するということがすごく大事だと思っています。

○佐々木座長 今のは「おわりに」についての御発言ということでもいいですか。何か具体的な、お気持ちは大変よく分かるんだけど、何か特に……。

○田島委員 ですから、ここは「おわりに」というところで、次の検討会議で今後の検討体制、次の体制を具体的にやはりしっかり提言をすべきだと思います。そこは、ここで最後の議論をしっかりとすべきだと思います。具体的にどうするんですかということについてです。

○佐々木座長 それでは、その第4のところはまた、そこでまたほかの方からも意見を伺うようにしたいというふうに思います。

「はじめに」、「おわりに」は確かに新しく提示しましたので、また御意見があれば議論の途中で御発言をいただければと思いますが……。

そこで、第1の、法曹有資格者の活動領域の在り方のほうへ移らせていただきます。ここはいかがでしょうか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

まずは、最終取りまとめの座長案の作成、ありがとうございます。更に、本日、自由民主党司法制度調査会の中間的な提言及び公明党の法曹養成に関するプロジェクトチームの提言などを踏まえまして、法曹有資格者の活動領域の在り方について意見を申し上げます。

私は、法曹有資格者が今後多く活躍することが期待されている活動領域の一つであります基礎自治体、市町村の市長の1人です。そこで実感していることですが、地方分権の進展によりまして、特に都道府県から市町村に権限が委譲されてきておりますので、新たに条例を作成したり、要綱や規則を作成したり、正に自治体における政策法務のニーズが高

まっています。

とはいえ、実際に弁護士を採用するということまで動機づけが働くかといいますと、今自治体をめぐる国及び国民からの要請は人件費削減ですし、財源確保の難しさです。しかしながら、このような状況の中で、例えば東日本大震災の被災地である自治体が、弁護士等の専門職を任期つきに採用する場合、総務省がその人件費を10分の10負担する制度を呼びかけ、それが呼び水となりまして、この制度を活用して宮城県の東松島市で今年4月から、2年間の任期つきですが、弁護士が任用されていますし、石巻市でも5月から、日弁連の推薦第1号として弁護士が任用されています。また、6月からは福島県の相馬市でも弁護士が採用されました。今後、ほかの被災自治体でも、県レベルでもこの制度を活用しての採用が検討されているとともに、日弁連の皆様が派遣前に研修する等のバックアップを図っているというふう聞いています。

さて、本日配布されました公明党プロジェクトチームの提言の、2ページの4つ目の○には次のように示されています。「地方自治体なかんずく基礎自治体において法曹有資格者を採用することを促進するべきである。そのために、法曹有資格者を採用した自治体に財政支援を行うことや、法曹有資格者の採用について定員の枠外で認める等、地方自治体の財政事情や地方公務員の定数等について一定の配慮を行うべきである」と。これは、三鷹市の場合は幸い地方交付税の不交付団体なんですけど、交付団体の場合はこの定数というのは極めて重要な交付税の交付の基準にもなっておりますので、自治体ではびりびりしております。

したがって、正に現場の実感を踏まえた的確な御提案をいただいたわけで、できれば最終の私たちの取りまとめにもこのような方向が示されると、自治体の立場としてはありがたいと思います。

また、本日配付されました自由民主党司法制度調査会の中間提言なんですけど、そこにこういう記述があります。8ページの下から5行目ですが、職域拡大のところ、「特にグローバルな分野における法曹人口の活躍はわが国にとって極めて重要であると認められるところ、在外公館への駐在や条約交渉への採用など、既に行われつつある公的分野での取り組みも更に拡大するなど」と書いてあります。

私は、このことも極めて重要な具体的な御提案をいただいたものと思っております、地方公務員のみならず国家公務員、更には国際経済の中で活躍する法曹有資格者について、両党とも具体的に触れていただいておりますので、最終取りまとめにこうした何か具体的な方向性が反映できれば、今後活動領域の在り方については更に検討が継続されますので、有意義ではないかと感じました。

以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。ほかにどうぞ。

丸島委員、どうぞ。

○丸島委員 活動領域の拡大の課題についてはいろいろと意見を申し上げましたが、自治体のところについて少し付加して意見を申し上げます。自治体については、当然ながら教育福祉など住民サイドに立った活動分野のことが書かれています。これはこれで大変重要なところですが、同時に、自治体行政全般あるいは自治体立法といいますか、自治体のガバナンスに関わる部分についての法曹の活動というのも今各地で進められおり、幾つかの経

験も生まれています。そのような側面でも法曹の活動を積極的に進めていくという観点が必要ではないでしょうか。

そして、先ほど申し上げた自治体における住民福祉、教育という分野では、現在成果も上げつつありますが、大事なことは、当然ながら、弁護士だけが単独で行動し機能できているわけではなくて、地域の福祉、医療、教育、労働、消費者などの専門機関、その他関係する専門機関、また地域の弁護士らと連携し協働して、力を合わせて全体として住民の生活の質と福祉の向上、生活支援ということに取り組んでいるわけでした、このような専門機関との協力・協働の観点ということが非常に重要だろうと思います。少々この点の記載が、意識改革や能力の向上、有用性の周知というところに集まっているように見えますので、やはりそのような関係機関との連携・協働などの観点で取り組むことが全体の取組を前進させる上で大切なポイントだろうと思います。

それから、三つ目は、弁護士の過疎偏在の解消という点ですが、これは、第一段階の支部管内での解消を終えて、更に進められていますが、これは同時に、それぞれの地域における裁判所の支部や出張所など裁判所の体制整備の課題ともなっています。この点、先ほど申し上げたように、法曹養成に関連する問題は、司法制度全体の制度基盤の整備・充実という課題への取組とセットのものとして進めていかなければ全体がうまく前進していかないということでありまして、そのような裁判所態勢の問題があることについても指摘しておきたいと思います。

○佐々木座長 ほかに。岡田委員，どうぞ。

○岡田委員 前回、ここの部分に関してちょっとあっさりし過ぎているのではないかということをお話ししましたが、今回大変充実してきたなというふうに感じております。特に、第1の四角の中の3行目、各分野の有識者等で構成される、有識者会議、それから、国とか地方自治体、企業、福祉、その辺の分野別に分科会を置く、この分科会が多分この意見交換会に該当するのかなと思うのですが、この書きぶりでお互い連携し更にそこに国というのが入ってきたという点で今まで以上に、これから司法、法曹界に進んでいく方々に希望を持たせるのではないかと思います。

加えて、今回、自民党、公明党の案に、ここの部分に関してとても積極的に書いてくださっているということで、先ほど田島委員からもお話ありましたけれども、私たちの力がなかった部分かなというふうに反省もしておりますので、是非ここの部分はより積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ほかに。国分委員，どうぞ。

○国分委員 活動領域で、記載されていないことですが、法科大学院の今後の教官の確保をどう進めていくのか。高齢化しているのではないかと危惧しております。いかがでしょうか。そうであれば、次世代の教官をどう確保するか、それも活動領域拡大になるのではないのでしょうか。あるいは、もちろん後ほどの法科大学院の質の向上ということにおける教官の在り方に関連し、更に自民党のこの提言にも、今後のグローバルな社会で日本が勝ち抜いていくために教官が必要だと、言うておりますから、法科大学院に頑張ってもらわなければならないと思います。

○佐々木座長 まだ、御意見あるかと思いますが、自民党や公明党から出されている

のは、正に今後の検討課題の具体的な例ですから、政治の方々には責任を持って実行していただくようお願いしたいと私は強く希望したいと思います。それからもう一つ、私からもちょっと提案があるんですけども、この、国のところなんですけど、国家公務員の話と行政の話は前から出てきているんですけども、できれば、国会の関係部門のほうも頑張ってもらいたいという意味で、これを書き加えたいと思います。せつかく国の話を書いて、国会といえば、秘書さんもあるかもしれないし、国会の法制局部門というのも、議員さんにとっては重要なスタッフになるだろうと思いますので、法曹有資格者の活用が期待されるぐらいは入れておいてよろしいんじゃないかと。

今頃気が付いて申し訳ないんですけども、その趣旨の文章をこの三つ目の○のところ、今日、後で加えさせていただくようお願いできればなと思っておるんですが、清原さん何かありますか。

○清原委員 関連して申し上げますと、全国市長会でも弁護士でいらっしゃる市長さん、何人もいらして、それぞれやはり、相互に良いコミュニケーションをしてくださっているというふうに承知しております。

また、市議会議員や町議会議員や村議会議員にもいらっしゃると思いますし、都道府県議会の議員はもちろんですので、今御指摘のように、国会のみならず地方議会等においてもあるいは都道府県及び市町村の首長においても、法曹有資格者の方は大いに御活躍いただけたと思いますし、いわゆる法律に関して、国会のほうでもあるいは国のほうでもそれぞれの組織お持ちですから、是非そういうところを充実させていただくと私たちとしてもより一層法治国家としての地方分権が前進できるように思いますので、是非記述をしていただければ心強いです。

○佐々木座長 とりあえず国会は入れておこうかと思ひまして。そうしますと、町議会……

○山口財務副大臣 市会議員じゃなくて、国会の……

○佐々木座長 国会の法制局。議員になれとかそういうことじゃなくて、まあなっている人もいますけれども……。

宮脇さん、何かございますか。

○宮脇委員 私も基本的に賛成で、ただ記述のときに、今お話が出た点なんですけど、その国会という表現だけだとあれなので、事務局とか、法制局は非常に人数少ないんですけども、同じ事務局の単位ですので、あと国会図書館もありますから、こういう国会の立法機能の事務方のところにやはり積極的に採用すると、それは何ら問題ないというふうに私は思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

では、副大臣は。

○山口財務副大臣 副大臣としてじゃなくて、実は私、かつて県会議員もやった経験があるんですけども、やっぱり地方議会の充実強化というのは、言われながらなかなか難しいんですよ。一つには、地方議会の事務局というのはものすごく弱体なんです。国会に来て非常に助かっているような機能、全く地方議会の事務局果たしていない、少なくとも法曹関係の人は皆無です。だから、そういったところも含めながら、におわすような感じで考えたらいかかかなと。国のみならずですよ。

○佐々木座長 ちょっとなかなかにおわすのは難しくなっている段階なんだけれども。

山口さんの御趣旨は非常によく分かりました。

丸島さん、どうぞ。

○丸島委員 私も同じことを申し上げようと思っていましたが、自治体の首長の方々からは、議会に求められる役割が大きくなっているが、それを支える議会事務局は形骸化しているというお話をしばしば聞きます。従って、今の山口副大臣の意見に全面的に賛成です。

また、政策秘書としての若い弁護士たちの活動もあります。もちろんその役割に相応しい力をつけていかなければならないという面もありますが、志を持って政策秘書として立法作業を支援し、活動の幅を広げていこうとする人たちが少なからずいますので、そうした活動も視野に入れた記述をしていただきたいと思います。

○佐々木座長 どうぞ。

○田島委員 領域拡大のところは非常に大切なところだと思いますけれども、ニーズはたくさんあるということは随分分かっていただいているんですけども、なぜこれが進まなかったかというところを考えると、今回も一緒なんですけれども、これ誰が責任持ってやるんでしょうか。例えば、法科大学院というのは文部科学省が多分、相当責任持って取り組んでいただいたと。それから、修習のところは最高裁がとかね。

ところが、ここはどこだったんだろうと、それから今後はどうしますかという、そこをちょっと責任をどこがしっかり持つかということをまず決めないと、いろいろ議論しているアイデアは出て、検討はできるんですけども、実施をするときに非常に難しいんだと思います。是非責任者を決めていただければと。

○佐々木座長 この活動領域の在り方は、議論をどんどん広げていくと、ここもある、あそこもあるという議論はできると思いますが、しかし現在の我々の取りまとめの中でどこまで書くかということについては、ちょっと判断を任せて下さい。ここでの議論は引き継がれるはずでございますから、無視されることはないと思います。ただ、今、田島さんが最後に言われたのは検討体制のほうの問題ですので、ちょっと後のところで、考えさせて下さい。まあはっきり申し上げるとまだ実はなかなか作業が十分進んでいないものですから、同じことを言われても同じ答えしかできないんだけれども、まだ実は、例えばイメージ図とかというところまでは行っていません。

その意味では、毎回、田島さんが言われるような御要望はまだちょっと準備は十分出来ていない、申し上げられるほど準備が進んでいるとは言えないということをご理解ください。御趣旨は御趣旨として承りました。

それでは、活動領域の在り方については、御意見はまだあると思いますけれども、大変皆さんの期待感が高いということについては十分承知しました。

それから、法科大学院につきましても、6ページの最後にちょっと見え消しで書かせていただいて、これは既に法科大学院がおやりになっていることかと思えますけれども、エクスターンシップという話についても御意見が出たものですから、つけ加えさせていただいたところでございます。

次に、法曹人口の在り方、それから法曹養成のほうへ入ってまいりますが、法曹養成制度の在り方についてはどうでしょうか。法科大学院はまたかたまりでしょうから、12ページ辺りまでのところで御意見をいただければと思います。いかがでございましょうか。

では、法科大学院はいかがでございましょうか。和田さん、どうぞ。

○和田委員 経済的支援のところでちょっと補足させていただきたいと思います。私は、前々回の会議で、司法修習生の修習専念義務の緩和について、法科大学院での学生指導を認めるのであれば、司法試験予備校での受験指導も認めるべきであると主張したんですけれども、そのことについて2点補足させていただきたいと思います。

第1点ですけれども、私は、もちろん決して貸与制がいいというつもりはないということです。私は、給費制の復活を訴えているわけですけれども、残念ながら事実上どうしても貸与制ということになってしまうという事態を考えて、もしそうであれば少しでも不合理のないようにするという方向で発言しておきたいと考えた次第です。

それから、第2点は、なぜ司法試験予備校における受験指導も認めるべきかという点です。この点について、一つは、予備試験組の司法修習生への考慮があります。予備試験組の司法修習生は、出身の法科大学院はありませんので、出身の法科大学院における受験指導ができないということで、事実上差別されるのではないかという心配があるわけです。そこで、そのような事実上の差別を防止したいと考えているわけです。

もう一つは、司法試験予備校での受験指導を認めないと、法科大学院のほうが報酬の単価を市場よりも不当に安くする可能性があるのではないかという心配です。もし司法試験予備校での受験指導を認めることにすれば、司法修習生がそちらに流れる可能性がある以上、法科大学院が司法修習生への報酬の額を不当に下げるとことは少しでも防止できるのではないかと考えた次第です。

あと、今日配布されました自民党の提言、資料2ですけれども、この点についても一言触れさせていただきますと、その資料2の7ページの一から8ページにかけて、「そもそも三権の一翼を担う司法における人材養成の根幹をなす制度負担について、本来財政的事情のみで私費負担とすべきではない」と言い切っています。この点は非常に注目すべきだと思います。

以上です。

○佐々木座長 ほかにございませんか。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 今回の和田さんの御発言の中で、修習生の予備校でのアルバイトを認めるべきだという御主張の理由の一つとして、そうでないと法科大学院が報酬を不当に安くすることになると言われた点は、聞き流しにはできません。

各法科大学院では、今でも修了生の方に来ていただいて教育支援に当たっていただいていますけれども、それについてはちゃんとした基準により適正な報酬をお支払いしています。国立と私立では違うところがあると思いますし、私立でもそれぞれの学校ごとに基準を決めており、勤務の内容に応じて適正な額をお支払いしているはずで、受け取る方からすると高い低いというのはあるかもしれませんが、基準に従ってお支払いしている。だから、ほかに働く場があって、そこで相当の高給を得られる道があるかどうかによって、競争原理でそれが上がったたり下がったりするということは基本的にないということをお聞きしたいです。

○佐々木座長 清原さん。

○清原委員 ありがとうございます。

私も、「法曹養成制度の在り方」の「法曹養成課程における経済的支援」について、改め

て申し上げます。これまでの議論を踏まえて12ページに、司法修習生について、「可能な限り第67期修習生からすべき」事柄を3点最初の取りまとめにも明記していただいたということは本当に意味があると思います。

これは、もう退席されましたが、山口財務副大臣初め、財務省及び最高裁判所の皆様が本当にいろいろ現状の中で、これを私たちが指摘するということについて、限界はある中で覚悟されたので残り得たと思いますので、絶対これはどんなことがあっても本当に第67期修習生から実施していただければと思います。

その上に、今日の自民党司法制度調査会の8ページのところで、もちろん給費制について復活すべきという意見と、それはあり得ないという両論があったということで併記はされていますけれども、この中間提言の8ページの上の段落で、「修習生の過度な負担の軽減や経済的支援の必要性について、真剣かつ早急に検討し、対策を講じるべきである」と書いていただいたこと、あわせて公明党の中間提言におきましても、「司法修習生の位置づけも踏まえ、国家公務員、地方公務員に対して認められている旅費法上『研修日額旅費』を参考に支給することを検討すべきである」と書かれています。

これは、この会議で私も具体的な例として提案したものを公明党さんも書いていただけたわけですが、このようにまず私たちが現状の中で三つ具体的なものとして、今年度できることを提言したことを踏まえて、自由民主党及び公明党の皆様も、更にその先を見据えた御提言いただいているわけでありまして、今後の検討に期待ができますし、是非私としては、この部分は最後の取りまとめのときにも最終最後まで残していただければなと思います。

もう1点だけ発言させてください。それは、司法試験そのものについてなんですけれども、養成課程の3番目ですが、座長よろしいですか。

○佐々木座長 ちょっと法科大学院、済んでからにしてください。

○清原委員 それでは、すみません。ありがとうございます。

○佐々木座長 法科大学院、どうでしょう。

それでは、国分さんと丸島さんをお願いします。

○国分委員 この見え消し版の15ページ、上から4分の1ぐらいのところですが、「教育状況に課題がある法科大学院は、教育の質を向上させることが必要である」と、すなわち質を向上させる努力をせいと言っていますが、具体的なものが見えません。例えばファカルティ・ディベロプメント、FDとかそういった単語を使って何か具体的に表現されたらよろしいかと思います。もちろん、先ほど私が述べた教官の高齢化がどうなのか、ということも含めてですね。

○井上委員 教員。

○国分委員 教員ですね。大学によっては教官でない訳ですから、教員ですね。解説のところは、少し具体的な方が望ましいですね。

○佐々木座長 丸島さん、どうぞ。

○丸島委員 14ページの法科大学院の部分は、文章が整理されて少し分かりやすくなったと思います。14ページの枠囲みの中の記述は、要するに、「充実した教育ができる法科大学院については、特色ある教育等の取組を先導的に行う」べきだということが一つと、それから、もう一つは、「その教育資源を有効活用した改組転換」、「法科大学院間の連携・連

合等のネットワーク化を推進するために必要な支援を行う」べきだということであって、法科大学院全体のリーダー的な役割を担っておられる大学院に対して、このような役割を求めるといふことについては、これは積極的な方向を打ち出しておられると思いますので、賛成したいと思います。

この関係では、島根の山陰法科大学院が今年度は学生を募集するが来年度は募集をやめて他校との連合を目指すという方針を示されたという報道が今日ありました。念のために伺いますが、ここに書かれている教育資源の有効活用、改組転換、それから連携・連合というのは、例えば具体的に島根のケースがどうかは少し別にしておくとしても、このような取組を、これが二つまたは三つの大学院の連合になるのかどうか分かりませんが、そのような取組を促進していくということについては、先導的な役割を担っている法科大学院も何らかの支援をされるよう求めたいと、こういう趣旨だと理解してよろしいということですね。

○佐々木座長 私からとりあえず理解しているところで答えて、局長から補充していただければと思いますけれども。

いろんな連携があり得るということを恐らく文科省はお考えかとは思っておりまして、島根の事情といった具体的なことは分かりませんが、言わば地域的なつながりを中心にして連携を考えていくというやり方ももちろんあると思うし、それからある意味で大変表現が難しいんですけども、リーダー的法科大学院と、もうちょっと頑張らなきゃいかん法科大学院が何かの形で連携をするというようなこともあり得るのかなと。だから、形というか内容は非常にバラエティがあり、決してその1種類しかイメージされないというものじゃないというのが私の推測なんですけど、何か補充があれば局長からお願いします。

○坂東高等教育局長 島根のケースにつきましては、まだこれからどういう形でというのは検討ということでありまして、今、座長から御指摘のように、いろんな形があり得るだろうと。単純に数を減らすというようなのでは恐らく充実強化ということにつながっていかないと。

ですから、いろいろここにも出ておりますような、少しリーダーシップ発揮していただいているような、いただくべき大学院については、そういった全国的な配置とかそういうことも踏まえながら、いろんな支援の役割を果たしていただくということもネットワーク化、連合・再編というようなのも必要になってくるかと思えます。

いずれにしても、やはり全体の質が上がるために、法科大学院全体の資源をどういうふうにうまく活用できるか。その中でやはり役割を果たしていただくべきところに、もう少し従来以上の一歩二歩前進していただきたいなという趣旨でございます。

○丸島委員 分かりました。地域的な適正配置の問題であるとか、あるいは夜間の大学院、社会人を対象とする大学院の課題であるとか、法科大学院の課題については、基礎的な学修の質の向上の側面と、それから多様性の確保という観点とが、やはり重要な二本柱だと思います。いろいろな形のやり方はあるのだろうと思いますが、今おっしゃっていただいたような形の連合・連携などを含めて、単純にもうだめになってしまったということではなくて、地域に根を張った意欲ある大学院が更に教育内容を充実させていけるような方向を是非お願いしたいと思えますし、そのような趣旨の文章だと理解して、賛同したいと思います。

○佐々木座長 ほかにございませんか。それでは、井上さんから田島さんに行きます。

では、井上委員からどうぞ。

○井上委員 さっきの国分委員の御発言ですけれども、いろんな方策が考えられるわけですが、その一部を特出しして書くと逆効果になる可能性があり、そのことだけ考えればよいというふうに思われても困りますし、既にこの検討会議でも紹介されましたけれども、中央教育審議会の法科大学院特別委員会が一度ならず改善方策についての提言を出していますので、それを適宜リファーして、それを参考にそれぞれの大学に適切なふさわしい方策に力点を入れてもらう、そういう書き方のように思います。

○佐々木座長 田島さん。

○田島委員 すみません、今頃こういう質問をして、初歩的な質問なんですけれども、文科省のところで。

法科大学院に対するいろいろ国庫補助をしておられますよね。教育補助されていると思うんですけれども、これ定員支給制ですか、それとも現員支給制なんでしょうか。

○佐々木座長 何かございますか。どうぞ。

○坂東高等教育局長 例えば、教員数とかそういうところをベースにしながら補助をはじめているということでございます。

○田島委員 そうすると、今の入学生というか、学生が何人だから、今年は何人だから幾らというわけではないんですね。

○坂東高等教育局長 はい。

○田島委員 もうある程度定額になっているんでしょうか。

○坂東高等教育局長 そうですね。ただ、今までお話し申し上げましたように、それは公的支援のいろんな基準に合致するかどうかということで、一定の基準を下回っているような状況のところについては額を減らすという措置をさせていただいております。

○田島委員 これは多分、定額支給と現員支給という、これ我々福祉のところでは随分長い間論争やって、今、全部現員支給に変わったんですよ。というのは、定額でやりますと、本当にその中身の充実というところで非常にいろいろ問題が起こったものですから、今法科大学院のお話を聞いていても、定員に満たない学校が余り切実感がないのは何でだろうって不思議だったんですけれども。これ、一人当たり幾らというものもしっかり検討していただくと随分変わるんじゃないでしょうか。

○坂東高等教育局長 定員の充足率によりまして削減をしておりますので、そういう意味では、完全に何人掛ける幾らというのではありませんけれども、定員が例えばこれだけ満たされていないというような状況のときには減らしますよということを今基準の中で出させていただいていると……

○田島委員 もう現にやっておられるんですか。

○坂東高等教育局長 はい。

○田島委員 ああ、そうですか、ありがとうございます。

○佐々木座長 ほかにございませんか。

○丸島委員 冒頭でプロセスとしての法曹養成について触れましたが、結局、質の高い教育を行うというときに、一定の質の入学者を確保し、優れた教育方法とカリキュラムが用意され、そして理論と実務を結びつけた実践的な教育を担うのにふさわしい教員体制を整え

ると、こういう要素がセットになって整備される必要があるのだと思います。そこで、一定の質の入学者を確保するための入学選抜の問題では、従来から、適性試験というものが十分に機能しているのか、あるいはより機能するためにどのようにしたらよいのかという点が指摘されてきました。この点、法科大学院から司法修習の課程を通じて、個々の学生の成績などの情報をできるだけ関係機関で共有し、それを生かしながら適性試験がより機能するようその改善に生かすということが重要な課題だと思います。前回も申し上げましたが、論点に入っていないので、引き続き、重要な論点として御検討いただきたいと思います。

もう1点は、念のための確認ですが、経済的支援の項目で、先ほどの座長の丁寧な御説明で趣旨はよく理解できたのですが、その書きぶりについて、一番最後の行に（なお、この問題も含む司法修習の在り方については後記4参照）とありますが、当然のことながら、ここで「この問題」というのは、司法修習生の経済的支援の問題だということによろしいかと思います。書き位置が修習専念義務のすぐ下を書いてあるものですから、修習専念義務の問題を指すのではないですねということ念のため確認的に申し上げておきたいと思います。つまり、修習専念義務の問題は、前にも申し上げたように、その緩和の問題と経済問題とがリンクするかのように論じられるのは適切ではないとの問題がありますので、念のため、これが、経済的支援全体の問題について触れているのだということを確認する趣旨で申し上げました。

○佐々木座長 田島さん。

○田島委員 ここは前にも申し上げましたけれども、経済的支援のところをここできちっと出すべきだと思います。もちろん、関連があつて、在り方とか地位の問題とかがつて、そういうのは検討しなくちゃいけないことは事実だと思います。しかし、ここは経済的支援のところですので、特に司法修習のところは、経済的支援については今ここでまとめられなければ、前に書いておられたように、なおいろんな課題があるので財政的なものも含めて見直しを検討するとかというようなものをここへきちっと入れていただきたいんです。そうしないと、何となくはぐらかされたような感じなんですよ。

このところは、経済的支援というのを項目で入れていただいているし、パブリックコメントでも相当出てきているわけですから。そうすると、今すぐできること、例えば11月からやるなんていう話は、今年度予算の範囲内でやるという話ですから、来年度はどうしますかとかというのは、大切な視点だと思います。次の概算要求に向けての取組をどうするかなんていうのはほとんどここでは触れられていないわけです。将来に向けての財政的な裏づけをどうするかとか、それを検討しますというのは、ここの中に入れられないんじゃないか。

○佐々木座長 そういうお考えもあると思いますけれども、少なくとも我々の会議体としてはどこまで議論して、どこまで我々の議論に盛り込むかという切り分けの問題だろうと思います。ですから、その先においていろんな政党が検討も含めて議論すること自体を我々がどうこう言うつもりはないし、すべきじゃないとか、何だかんだということはもちろん全く含まれていないと思います。ですから我々の議論として、いろんな議論があつたんですけれども、我々の議論としてはここでとりあえず収めておきたいというのが私からの提案の趣旨でございます。

- 田島委員 もし、今のお話がそうだったら、それは佐々木先生らしくない。今までずっと私が一番尊敬していた佐々木先生は常にいろいろ施策を検討するときには必ず財源をきちっと見据えて議論しろって教えて下さいました。私は先生からのそういうお話聞いて非常に尊敬していたんですよ。であるから、余計、これは先生が本当に思っているとは思えないんです。
- 佐々木座長 いやいや、まあそういう話になるとちょっとややこしい話になる……。
- 田島委員 いや、座長というと、皆さんの意見をまとめる、あるいは役所の中のいろいろな意見をまとめるというのは分かりますよ。
- 佐々木座長 いやいや、それはいろんな意見があったと思います。それで、田島さんのような意見もあったことは承知しております。ただ……。
- 田島委員 ほかのところはやっぱりちゃんといろんなことで、２年後までに検討してこうやってやりますよというようなことは相当入れておられるんですね。ここは財政的な……。
- 佐々木座長 財政的な予算的な事柄については、より制約された環境の中で、書くべきところを書くという環境に置かれているということは御理解いただきたいと思います。
- 田島委員 それ、分からぬでもないんですけども、これ何度も前から言っているように、ここはやっぱりきちっと何らかの検討をしていきますよと、経済的支援については。
- 佐々木座長 ただ、我々の会議はこれで終わるものですから、検討していきますよということはやっぱり次の会議体に譲るわけですから……。
- 田島委員 そうすると、ほかのことも書けませんよ。
- 佐々木座長 いやいや、そんなことはないと思いますよ。
- 田島委員 ほかのところだって検討、例えば２年ぐらいをめどに検討してと書いてるところって結構あるじゃないですか。
- 佐々木座長 もちろんあります、法科大学院についても、もちろん書いております。だけれども、それは目下の予算の問題とか何とかという話といずれつながるかもしれないけれども、つながらないかもしれない、あるいは関係がそんなにはっきり、見据えられないかもしれないというようなことも、いちいち精査するといろんな議論ができるかと思います。特にこの経済的な問題というのは、すぐどうするこうするという話になるものですから、その意味でいえば、まあ田島さんが私をどう評価してくださるかどうかはともかくとして、非常に厳しい環境の中で取りまとめをせざるを得なかったということだけは御理解いただきたいと思います。あなたが納得するかどうかはちょっと別ですけども。
- 田島委員 それはもう本当に納得できないですね。それはやっぱりきちっと、こういう問題が存在するということが、存在していて、次に検討を期待するというぐらいでもいいですから、つなぐものはやっぱりしておかないと、大体パブリックコメントであれだけ多く出てきているわけですし、７０％ぐらいの人たちは経済的支援について述べておられるのですから。
- 佐々木座長 だから、そこで、そういう形で後記４というのがこれからの検討体制なんだけれども、その中で司法修習の問題も含めて検討するということにはしたわけです。ですから、何もしないということを積極的に言っているつもりは全くございません。
- 田島委員 いや、ですから、これ経済的支援ってやっぱり入れるべきですよ。
- 井上委員 ちょっとよろしいですか。

○佐々木座長 はい。

○井上委員 同じことの繰り返しで平行線をたどっているだけだと思いますので、議事を進めていただくために敢えて申しますと、御不満があるのはよく分かるのですが、そういうことを言い出したら、委員各自この点は絶対入れてほしいということがあると思うので、收拾が付かなくなってしまうのではないのでしょうか。ですから、全体の議論として、どの辺を落ち着きどころとするかということなので、私は基本的に座長の提案を支持させていただきます。

議事を進めていただきたいと思います。

○佐々木座長 それでは、そういう意見もありますので、とりあえず今日これ全部見ていただかなきゃいけませんので、それでは次に、司法試験の問題でよろしいでしょうか。大学院のほうはよろしいですか。

司法試験の話で、先ほど清原さんから御意見ありました。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

司法試験について、3点申し上げます。

私は、司法制度改革の理念である法学教育、司法試験、そして司法修習を有機的に連携させた「プロセスとしての法曹養成制度」を堅持し、現在直面している課題を解決しながら持続可能なものにしていく上で、法学教育と司法修習をつなぐ司法試験というのは極めて重要であるということをおのこの会議を通じて再確認させていただきました。

そこで、1点目、「受験回数制限を5年間に5回」としたことは、本日紹介されました自由民主党及び公明党のそれぞれの提言でも書かれていることであり、意を強くしたところで、このことについてはなるべく早く実現できればと願っています。

2点目、「短答式試験及び論文式試験の試験科目の削減」を提案したことも、本日、例えば自民党の中間提言では4ページに、この「短答式試験については、憲法、刑法、民法の基本3法に限定すべきである」とまで書かれておまして、私としては、私たちの提案というものが今後、いろいろ議論はあるかと思いますが、着実に進行できるものと考えています。ただ、今回、座長の御配慮で、短答式試験だけではなくて、論文式試験の試験科目の削減についても総合的に考えていくというような方向性が示されたことは非常に重要だと思っています。

3点目です。予備試験についてです。予備試験については、自民党の提言の5ページのところに、現状、予備試験が抱えている問題の一つとして、「法科大学院課程を省略することを目的として予備試験を目指す学生が急増する一方、予備試験が本来の趣旨を逸脱して過度に競争的となっていることの指摘もあった」というような問題が指摘されていますし、公明党の提言でも、「予備試験ルートはあくまで経済的事情や、既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しないものを対象とした例外的な法曹資格ルートとして運用される必要がある」と。

ところが、「実際には、予備試験受験者が司法試験予備校に通う法学部生や腕試し受験の法科大学院在学学生等で占められるなど、予備試験の運用状況は制度趣旨から乖離しつつある」と。「したがって、今年度の予備試験及び司法試験の実施状況を踏まえ、速やかに予備試験を制度趣旨に沿ったものに改めるため、受験資格の制限や試験内容の見直し等について検討すべきである」とあります。

ですから、私たちが予備試験について、座長の取りまとめ案のとおり整理したことは、そのような両党の問題認識と重なり合うものであり、しかも私たちとしては全体としての司法試験についての改革について踏まえながら予備試験についても触れることができおりますので、私としては是非この点について、私たちの問題提起がより今後の検討を加速化させる根拠になればありがたいと考えたところです。

いずれにいたしましても、私は法科大学院の皆様の改革が主として法曹養成制度の要のように御指摘もありますが、司法試験がどういう形になっていくかということが、やはり法曹を志す人にとりましてかなり大きな意味を持っているという問題認識のもとで、具体的な提案が最終取りまとめに例示されたということは大きいと思っています。最終取りまとめ案を支持したいと思います。

以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ほかに。今の件につきまして、いろんな記述がありますが、一つは、科目の話について今ちょっと清原さんから話題提供といいたいでしょうか、言及があったところでございますが、ここで短答式の試験の科目なんかをどうしたらいいのかというようなことは一つのテーマであり、もしこういったことについて更に検討を進めていただくというのも1案ですけれども、皆さんの御意見がもしまとまるようであれば、あるいはかなり合意が得られるようであれば、この会議で何か結論というものを出せば一つのステップになるのかなと考えて、一つ提案が私からございますが、それは短答式の科目を憲、民、刑の三つに削減するといったようなことが一つ考えられると思うんですけれども、その辺について委員から御意見ないし御賛同が得られるものかどうか、ちょっとお諮りしたいというふうに思います。ただいまの清原さんの御意見にちょっと乗ったような形の意見なんですけれども、いかがでございましょうか。

岡田さん。

○岡田委員 まず、司法試験の合格者を増やすということで、短答試験について基本科目を試験科目にするということはそうあるべきではないかと私はもともと思っていたのですけれども、今の段階でそれがいつからできるのかという点が明確ではありませんでした。それができるのであれば、学生の負担は軽くなるし、基本科目の力がつくと思いますので実行していただきたいと思います。

○佐々木座長 ほかにございますでしょうか。

井上さん、どうぞ。

○井上委員 結論としては、異論はありません。ただ、要するに科目を減らせば、例えば未修者の方に有利だと、そう単純にお考えいただいても困るところがありまして、要するに絞れば絞るほど時間かけた人のほうが有利になるという面もないわけじゃない、これは予測なんですね。

前の旧試験で3科目だったのを増やしたというのは、それなりに理由がありまして、前は2段ロケットといいますか、短答式をまずやって、それから時間を置いて論文式だったものですから、3科目しかやらない人が多かったんですね。私の専門科目である訴訟法科目などは、短答の余力でやったり、短答が終わった段階から本格的にやるということなので、両訴とか訴訟法になるとかなり見劣りがしたんです。

それじゃ困ると、バランスよく勉強してもらおうということで、増やしたのと同時に、違うのは、同時に今やっていますので、短答と論文ですね、短答だけやったって余り意味がないですよ。ですから、満遍なくやっておいて、そのうちの基本的なところだけで、まず知識だとかそれを試すと。そういう意味で絞っても害はないのかなと。それで全体としては非常に重い試験になり過ぎていますので、受験生の負担を軽くすると、少しでも軽くするという意味では、結論としては賛成です。前提としてのところが大きく前とは変わっているということを御理解いただきたいと思います。

○佐々木座長 鎌田委員、どうぞ。

○鎌田委員 私も短答式試験を、憲、民、刑3科目にすること、結論的にはそれでよいのではないかというふうに思っています。基本科目をしっかりと身につけた人が、将来の発展可能性をより強く持たせようとする一般的なには言えると思います。ただ、前提条件があって、私は司法試験をもうちょっと軽いものにするための前提としては、法科大学院教育がしっかり充実し、進級認定、修了認定が信頼の足るものになるということ、まずこれが大前提だというふうに思います。

それから、試験の内容について、これは旧試験時代と比べて、新試験になってからの短答式はより知識問題になり、判例はどれかというふうな、それを覚え込ませるような試験問題が多くなっているように思います。しかも5年3回の受験回数が5年5回になるとより競争が激しくなって、短答式試験を論文採点者の絞り込みに使うとなると、非常に特殊な、普通では考えないようなことまで知っているかどうかというのでふるい落とすという、こういうふうな試験になっていくと、逆効果になりますので、基本に論理的に考えれば、誰でも基本的な素養、法的素養を身につけていれば正解にたどり着けるようなもので、ふるい落とすための試験でないような試験にするための工夫をしていただくことを前提にして、私は賛成です。

○佐々木座長 ほかにございませんか。

それでは、丸島さんどうぞ。

○丸島委員 同様の意見です。要するに、従来型の試験だけで全て判定するという頭で試験を捉えるのではないということがプロセスとしての法曹養成課程の考え方でありましたので、今、鎌田委員が言われたとおりに、法科大学の中で基礎的な教育、それから多様性を持った教育をどれだけ深められるのかということがまず前提であり、その学修の到達度を司法試験でチェックするということであり、司法試験では法科大学院での学修の全てを図れはしませんので、その一部を確認するという位置づけなんだろうと思います。そういう意味では、考え方としては、憲民刑の3科目だけではなくて、どの科目も広くチェックするために短答式試験を実施するという考え方も他方ではありますし、ここは試験をどう位置づけるかでいろいろ意見も出てくると思います。

しかし、現状から申しますと、やはり司法試験というものが日頃の学修を超えて一つの高いハードルとなっていて、先ほども御指摘があったとおり、特に未修者にとってはそのために独自の勉強をしなければならぬという環境に客観的に置かれているというのもやはり事実のようでありますので、そういう観点から、少なくとも当面の措置として、3科目に絞るということについてはよいのではないかと思います。

○佐々木座長 ほかにどうぞ。それじゃ、南雲委員どうぞ。

○南雲委員 全く素人で分からないので、どういう位置づけにあるのかちょっと教えていただきたいと思うのですが、19ページの、「司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される」ということ、その前段7ページの、「なお、もとより、実際の司法試験合格者は、司法試験委員会において、法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から、適正に判定されるものである」ということで記載がありますが、今回の法曹養成制度検討会議で、法曹人口問題や短答式科目の削減を含めた司法試験の在り方など色々な議論がある中で、この司法試験委員会をどういう位置づけに置いて今後検討がされるのか。これまで検討されてきた中で、この司法試験委員会というのは全く論外に今あるのではないのかなという気がするのですが、司法試験委員会というのはどう見ればいいのか。この議論は本当にその委員会の方々が分かっているのかどうか、それともそういうものとは全く別なんだということで、これからも位置づけがされていくのか、そこら辺について教えていただければと。

○佐々木座長 大きなこの報告書のくくりでいえば、第4で作る検討体制の下に、いろんな組織、それから各省に協力をいただくというのが大ぐりの構図だと思います。その中に司法試験委員会も基本的には含まれるということでもありますから、私は知りませんという前提で話をしているつもりはないと思いますし、この会議の中でも、ややもすればそういうことは改めてもらわなければいかんという議論は皆さんからも繰り返しいただいたところだろうと思いますので、ですから検討体制において第4のところやるわけですから、当然そこと密接な関係を持ちながら検討していくというのが全体の構図であるというのが私の理解で、そういう前提で案を示しているんですけども。

司法試験委員会については、司法試験の絡みで一度説明はあったと思いますけれどもね。司法法制部長から追加的にどうぞ。

○小川司法法制部長 司法試験委員会自体の説明は、この中でも資料としてお出ししたと思いますが、言わば法務省の中にある審議会での試験の可否などを判定する性質上、非常に独立性が高いものだという理解です。

ただ、こういったことについての内容ですとかはもちろん司法試験委員会のほうに伝えますし、それから試験科目のような制度改正そのものは、司法試験委員会とは別に言わば制度の法改正の問題ですので、それはそれでまた別の問題として整理できるだろうと思っています。

○佐々木座長 丸島さん。

○丸島委員 今、南雲委員の指摘された点との関係で申し上げます。これは事前に私も意見を申し上げたのですが、19ページの記載が、要するに、試験科目の削減については、第4で述べる新たな検討体制において検討し、結論を得るとされ、そして、具体的な試験の方式・内容、そして合格基準・合格者決定の在り方については、司法試験委員会の下に検討体制を整備するというように切り分けをして記載されているんですね。

これも善解しますと、司法試験委員会は、試験問題や合格者の決定に関わる場所ですので、守秘義務の要請もあれば、専門性の高いところもあり、そこで十分に検討していただくというのはそれはそのとおりだろうと思うのですが、しかし、第4の新たな検討体制の中では、法科大学院から司法試験、司法修習、そして活動領域の課題を通じて、全般的

に法曹養成課程の全体についての検討を更に続けるという趣旨でありますから、合格者決定の在り方などについての基本的な考え方などについては、やはり第4の検討体制の中でも引き続き検討を続けていただくということが前提だろうというふうに思います。ですから、第4の新たな検討体制の中では、司法試験について試験科目の削減だけではなくて、全体を含めて検討する趣旨であることを明記するよう申し上げたのですが、それはもとよりそのとおりだが、司法試験委員会で検討するということが今回ポイントとなっているなどという御説明でこのようになっているのですが、いずれにしても、今のお話からすると、私が申し上げたような理解でよろしいですね。

○佐々木座長 全体の仕組みは先ほど説明した……

○丸島委員 要するに、試験の内容や方式、合格基準、合格者決定の在り方について、司法試験委員会の下で具体的な検討をすることは分かりましたが、全般的に試験の在り方について基本的な方向性に関する検討などについて、第4の新たな検討体制においてもやはりそれは必要に応じてやるということであって、全て司法試験委員会任せではないということによろしいですね。

○佐々木座長 だから、この中でも議論出ましたように、どういう検討体制を司法試験委員会に作るかまでは分かりませんが、しかし要するに、何を我々1年間か2年間やってきたかといえば、全体の連絡が悪くてばらばらになっているということを見直すかということですから、それが全然直らないし、あるいは無視しているということであれば、話の前提が成り立たないわけですから、少なくともそういう意味では基本的な誤解はないはずだと思って私も作業してきているし、皆さんにもそう思っていただくべく努力してきたつもりであります。念押しということで伺っておきます。

どうぞ。

○井上委員 丸島委員や他の方が言われる点はそのとおりですけれども、これまでも、この場あるいはその前のフォーラムでもこの点について議論をしたわけですが、表面をなでているだけでとまらざるを得ないというか、そういう状況が続いてきたのです。

それは、司法試験委員会の独立性とか、試験に係る守秘の問題だとか、その壁が非常に厚かったことによります。ですから、むしろこの文言を入れていただいたことは、司法試験委員会の中でもよいから、きちんと検討してほしい。自分たちの領域だということならば、責任を持って検討してもらいたいということをここに明示したのは、大きいと思うのです。そうでないと、また同じことの繰り返しになるだけではないかと思えます。

この部分、なお書きですけれども、重い意味を持っているというふうに考えます。

○佐々木座長 司法試験委員会の件はちょっと、何かありますか。どうぞ。

○和田委員 短答式試験の科目についてなんですけれども、私は、実務家になるための試験ですので、短答式試験の科目としても民事訴訟法、刑事訴訟法は入れたほうがいいのではないかと思います。商法は会社法ができてから条文の数がかかなり多くなっていますので、これは短答式試験の科目から外してもいいのかなと思います。ただ、皆さんが憲、民、刑だけでいいのではないかということであれば、司法試験受験生の負担軽減の観点から、あえて反対はしないつもりです。

以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。

それでは、この科目の件についてはちょっと修文をさせていただいて、後で皆さんに御確認をいただく事項として、削減3科目ということで提示させていただきますが、先ほど鎌田委員、井上委員からございましたように、いろんな前提条件といいたまいますか、基本認識につきましてもこの中で併せて共有していただくようお願いしたい。その上での話であるということをして是非御理解いただきたいと思っております。それでは、この科目の件はこれで終わりにしまして、ほかにこの試験のところ、それから司法修習継続教育のほうもお願いします。

国分委員。

○国分委員 4の司法修習について、発言させていただきます。

ページ12の最後に、(なおうんぬん、後記4参照)とあり、その後記4が説明文の最後の段落に当たるのであろうと思えます。このなお書きの段落、下から2行目、司法修習生の「地位及びこれに関連する」というところを、「地位・経済的支援及びこれらに関連する」と直したほうが、先ほど田島委員からの「経済的支援の部分がはっきりしなくなってしまうのではないか」という発言に答えることができます。これを課題としてはっきり述べておく、結論がどうなるかはこの検討会議が関与するではないが、次の検討体制にはっきりと申し送るためにも、そのように字句を加えられたらいかかと、こう思いました。

○佐々木座長 ほかにどうぞ。

岡田委員と鎌田委員をお願いします。岡田委員から。

○岡田委員 21ページの説明のところですが、下から、修正が入っている「各法科大学院において実務基礎教育」うんぬんというところですが、これは導入的教育のことで、現在も司法研修所それから弁護士会もいろいろ工夫をして実施しているようですが、まだまだ十分ではないと思えます。時間的な制限が最大の理由でしょうが、今回、自民党、公明党の提言では司法研修の期間の問題まで言及し、少し長くすべきではないかという説明もあります。ところがこの書き方からいいますと、法科大学院が基礎的教育の質を向上させるということと、司法修習の早い段階において、司法研修所での導入的教育を充実させることが、並列的に読めます。導入的教育は時間を争うと思うので、法科大学院にはもちろん頑張ってもらわなければいけないのですが、以前も私が申し上げたように、一部の法科大学院の教育が本来の目標に達していないのであれば、まずは司法研修所がカバーすべきだろうという点ではまず、導入的教育に関して司法研修所に今以上に頑張ってもらいたいと思います。期間の問題に関しては次の検討会の課題になりますので申し上げますが、私は司法研修所に更なる工夫と対処方を希望します。

○佐々木座長 鎌田委員からどうぞ。

○鎌田委員 3点あります。先ほど提案された22ページの最後を「司法修習生の地位・経済的支援」というふうに修文することについては反対いたします。理由は二つで、論理的には司法修習生の地位をどう考えるかというのは前提問題であって、それに伴って経済的支援の在り方というのは変わってくるわけですから、これに関連する措置の中に経済的支援というのは位置づけられるべきものであって、地位をどうするかということと並列にするようなものではないんじゃないかというのが第1です。

それから、もう一つは、これは個人的な感想であって意見は大いに分かれるところだろうと思うんですけれども、現在、この法曹養成制度検討会議で議論すべき事柄としては、

若者がみんな法曹を目指さなくなってきたということを全体としてどう打開していくか、それからこれからの日本の司法と申しますか、広い意味での法律実務の在り方をどう構築していくかということが重要であろうというふうに考えていますが、この法曹養成制度をめぐる議論の最も重要な論点が修習生に対する経済的支援であり、これがずっと今後も継続して重要な議論として語られ続けていかなきゃいけない、それがここでの非常に強い認識だという印象を与える提案については、私は違和感を持っています。

例えば、教育再生実行会議のある会の最後に、安倍総理は、アメリカからどんどん訴訟を起こされてきているのに、日本の政府もアメリカ人の弁護士を雇って対応するしかないような、こういう状況を非常に強く嘆かれていたんだけれども、それをじゃどうやって打開するのかというふうなことについては、今回、何も検討していないわけですよ。そういう問題をもっともっと議論しておくべきときに、ここで、法曹養成制度の最も重要な論点は、司法修習生に対する経済的支援であるということを、そこまで強調しなきゃいけないかという点について、疑念があるということが第2です。

それから、岡田さんの御提案との関係でいえば、21ページの修文を私もお願いしたところなんですけれども、もともとの案でいくと、実務基礎教育の内容にばらつきがある、要するに実務基礎教育が全然足りていないまま司法試験に合格しちゃう人がいる、だから研修所で早急に導入教育等を行うことで対応しなさいということでした。これは現状ではそうせざるを得ない状況があるということは認識はしているんですけれども、司法研修所がそういう足りない実務基礎教育をしっかりとやる役割を担うということは、逆にいえば、法科大学院は、制度上必要とされている実務基礎教育を行うという看板を掲げて、中では法律基本科目の答案練習をやっていけば、それがより司法試験合格率を上げて、よりよい法科大学院として評価されるということになりかねない。こんなふうになっていいんでしょうか。やっぱりこの部分をしっかりと法科大学院がカバーして、ばらつきがあるなんていうことを言わせないような状況にしていくというのがまず第1に目指されるべきだと思います。

それでも、当面はなお研修所で導入的な教育を充実させなきゃいけない部分があったり、将来的にもそれでも紛れ込んでくるような人たちについての対応はしなきゃいけないということはあるのかもしれませんが、しかし実務基礎教育をきちんとやる最大の責任を負うのは研修所だということは、逆に法科大学院は法律基本科目の試験対策だけを教えられるいいようなところにするということになって、もともとの出発点の理念を大転換させてしまうことになるんじゃないかなということを懸念しています。したがって、21ページを、逆に、もうそんな導入教育なんかやらなくてもいいぐらいまで法科大学院教育を充実させるべきだ、私はむしろそういう方向になってほしいと思うぐらいの感じですけども、現状ではこの程度が落ち着きどころかもしれないなど、こんなふうに考えます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

ほかにどうぞ。丸島委員、どうぞ。

○丸島委員 法科大学院と司法修習との関係は、やや議論が混乱しているところもあるように思いますが、司法修習を所管する司法研修所というのはそもそも教育機関だったのだろうかという思いがありますが、いつの間にか司法研修所での教育という用語が使われるようになったように思います。もともとは司法研修所での研修であってここで教育という概

念ではなくて、やはり教育をすべきは大学なのではないかということが基本にはあります。そういう意味で、司法修習は、法科大学院教育を踏まえた上で、司法試験合格者である法曹有資格者に対して、実際の実務の在りようを体得する実務研修、実務トレーニングの場であるということが基本的な切り分けだろうと思います。

しかし、そうは言っても、理念的な議論だけで物事は動いているわけではありませんので、法曹養成の現状において、実務修習がうまく機能するために、導入的な修習ということをやはりやらなければいけないのではないかという実情がありますので、その観点から取りまとめが書かれていると理解します。そういう意味で、司法修習の課題の部分については、当面現在の状況の中で何をどのように充実させるかという問題と、それから将来のあるべき姿として法科大学院教育の整備充実の上に司法修習の在り方をどのように切り分け連携させるのかということについて、当面のものと将来のものとを少し時間軸を分けた議論も必要なのではないかという印象を持ちます。

それから、もう一点は、元に戻りますが、予備試験のところについて、現段階の検討状況ではこれ以上に書きようがないのだろうと思います。ただ、今後2年の間に検討して結論を出すということは、結論としてはそのとおりでだろうと思いますが、しかし、予備試験の動向というのは、よくこれを注視し分析して、そこにどのような問題があるのか、現在の法科大学院を巡る状況から、当面予備試験というのはそれなりの存在感を持たざるを得ない現状でもありますが、2年間ただ待っているというだけではなくて、その運用状況を注視し、分析し必要な対応を検討するということが常時やっていかなければならないことだと思います。

それから、司法修習生の経済的支援の問題について、改めてここで論争するつもりはありませんが、今回、司法修習の在り方や司法修習生の地位などとの関係で、ここの「なお書き」の中で経済的支援の問題が入っていることは、冒頭の座長のお話の中でも明らかであると思います。この問題は、誰もこのことだけが法曹養成課程における最大の問題などと言っているのではなくて、なぜかこの問題に正面から向かいあうことが避けられていることに対して、現場からパブリックコメントでこれだけたくさんの意見がきているという状況の中に我々の検討会議があるわけでありまして、この問題に対するしっかりした対策をとらなければならないということでもあります。法曹志願者減少の問題の一因は、司法修習を含めた法曹養成課程全体の時間的、経済的リスクの問題であることは明らかかなわけがありますから、この問題について引き続きしっかり取り組むということが大切です。その問題が最重要か2番目か3番目かは別として、その重要性が確認されるべきことだろうと思います。最終的には、座長が冒頭にそのことを含めておっしゃっていただきましたので、そのような趣旨でまとめていただければと思います。

○佐々木座長 ほかにございませんか。

田島さん、どうぞ。

○田島委員 実務的教育については、そのプロセスでやるときに法科大学院に期待したんだと思います。それは決して間違いではなかったと思うんですけども、実際、今現実を見ると、そこをきちっとやっておられる法科大学院の数がうんと少ないんじゃないか。むしろ、そこはできていない学校が多過ぎるんじゃないか。だからこそ、その修習のところでいろいろ問題が出てきているわけです。鎌田先生がおっしゃるとおりに、全大学院がきち

っとやっていただければ、そもそもこういう問題は起こってこない。

今現実はそのことです。じゃ、具体的に今少しずつでも修習のところで補えること、それからもちろん大学院は大学院でおっしゃるようにどんどん高めていただいて、全ての大学院が正に理想どおりのものになっていくというのは、それは何年かかるのかです。実際何年でそれができるか、そこを考えるとやっぱり修習のところの充実をどうしますかという検討はしておかないといけないんじゃないでしょうか。期待はします。

だけれども、最初からスタートするところから皆さん相当期待して、しかも相当そこに皆さん一生懸命頑張られたと思うんですけれども、結果的には、今こういう状況です。是非この8か月ぐらいの空白の期間がありますね、合格してから修習に入るまでの空白の期間。その区間も含めて、経済的な負担も相当あるんです。その時間をうまく活用することによって、今までできなかった、今不足しているものを補うことができないかと、そういう検討はしっかりやってみるべきだと思う。是非お願いをしたいと思う。

○佐々木座長 どうぞ。

○井上委員 反対というわけではないのですけれども、期待されたことができなかった、相当ひどいと言われた点については、法科大学院における実務基礎教育に対して、実務家のサイドも大学教員のサイドも必ずしも明確なイメージを共有していなかったということが最大の原因だと思います。それぞれがそれぞれのイメージでやっており、それぞれのイメージの下では努力していたけれども、バラバラであった。そのことが認識され、その後、話し合いが重ねられてきて、法科大学院における実務基礎教育のあるべき姿について共通の認識がかなりできてきております。それは、しかし、修習に入る際の導入教育と同じかという点、同じではないのです、重点の置きどころが。いわゆる理論教育から実務への接合として、基本的な法律の理解を実際のシチュエーションの中で実質的に理解できるようにするというのが法科大学院における実務教育だというのが、実務家教員の方々を含め、大体スタンダードな考え方になりつつあるのです。

そして、更に修習に向けては、実務的な技能だとか心構えの問題とか、そういうものに重点を移していかないといけない。そこが導入教育の役割なので、それを将来どこまで将来法科大学院の方で取り込めるかは将来的な検討課題ですけれども。

○佐々木座長 田中さん、何の関係でしょうか。

○田中委員 22ページのなお書きのところと、12ページのなお書きの関係ですけれども、これは前回も意見を申し上げたところなんです。結論としては、過不足のない表現になっているというふうに思っております。基本的には、おおむね鎌田委員がおっしゃった内容に賛同したいと思います。

以上です。

○佐々木座長 それでは、次が、継続教育、その他、まだ残っているんですけれども、それから今後の検討体制ですね。この辺いかがでございましょうか。何かございますか。

それじゃ、久保委員からお願いします。

○久保委員 今後の検討体制ですけれども、前回の議論を踏まえて修正が行われて、各省庁を統括してリーダーシップをとることのできる強力な体制を整備するという文言が入って、省庁横断的な取組の方向性というのがより明確になったということは大変よかったと思うんです。特に、先ほど丸島先生もおっしゃったように、25ページの「おわりに」の中

に書き加えられた「個々の問題のみを検討するのではなく、制度全体の在り方を一体的に見て整合的な検討を行う必要がある」というふうな文言が入ったということは、極めて重要だと私も思いました。

そこで、1点お伺い、というか確認しておきたいんですけども、この検討体制を維持する事務局というのは置かれるのかどうなのか、そしてそれは常勤体制なのかどうなのか。先ほど座長がおっしゃったように、いろいろ詰めておられるところでしょうから、答えられる範囲で結構なんですけれども、ちょっとその辺を教えていただければと。

いずれにしろ、新たな検討体制が実効性を持たなければいけません、実効性のあるものになるかどうかは、やはり事務局の在り方でも大きく左右されるのではなからうか、といった認識の下に、あえて質問をさせていただきます。

○佐々木座長 今の関連。では、関連だそうですから。

○清原委員 法務省でお答えがあれば、お答えいただいた後がいいかもしれないんですが、私はむしろこのところは、久保委員の御発言に乗って発言しますが、補強していただいたほうがいいかなと思いました。と申しますのは、自民党の司法制度調査会の中間的提言の最後のページ、9ページのところはかなり踏み込んだ記述がありました。すなわち、「内閣官房に司令塔機能を持った関係省庁等による専従の検討体制を早急に設け、これ以上の先送りは許されないとの認識に立って改善を具体的に進めるべきである」と。私は、かなりこれは踏み込んだ表現を自民党はされたと思ったんですね。

私もかねてから、私たちも一生懸命検討させていただきましたが、それでも残念ながら幾つかの懸案、今後の検討課題が残ったことも事実です。まあ時限つきの会議でありますから、私はどんなに一生懸命やっても致し方ないかとも思っています。

そこで、このことを、私の発言を反映して、座長におかれましては、「各省庁等を統括してリーダーシップをとることのできる強力な体制の整備」まで書き込んでいただいたんですが、もし可能であれば、この自民党の司法制度調査会の中間提言の言葉をそのまま反映するならば、その24ページの後ろから三つ目の段落ですが、「その際、法曹の養成に関する制度は、その所管が複数の省庁等にまたがって有機的に関連していることから、新たな検討体制は」、関係閣僚会議及び内閣官房が各省庁等を統括するような強力な体制として整備する必要がある」ぐらいは書いても大丈夫なのかなと思ったりしました。

もしこのままだと、内閣官房になるのか、法務省が事務局を引き受けられるのか、いずれにしてもこの記述を受けて、必ずや専従の事務局は置かれると期待していますけれども、更にそれを後押しする意味でも、今のような記述の補強が必要ではないかと感じました。

○佐々木座長 それじゃ、事務局から答えられる範囲で。

○松並官房付 今後の検討体制につきましては、今御指摘のありました専従的な事務局体制も念頭に置きながら、しっかりしたものにしていくべく各関係機関方面と検討しているところで、今回、明確には書き込めませんでした、次回、最終回を残しておりますが、そのときに具体的な御説明を可能な限りさせていただき、ここの修文も最終的なものを入れ込みたいと思っておりますので、本日はこの状態で御検討していただければと思っております。

以上です。

○佐々木座長 まだ何かございますか。

○清原委員 もう一つ、すみません。

どうしても多くの省庁が関係しているので、それを横断的にするというトーンが強いんですが、併せて、ちょっと、私、最後の3行に意見を申し上げたいんですが、「今後の検討課題を検討するに当たっては、学識経験を有する者や実際に司法権に関わる職務を行う法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制」とあります。

学識経験者の中に含まれていたり、法曹三者等の等に含まれているかもしれないんですが、私が今後この検討の中で聞いていただきたいのは、例えば司法の制度を使う国民の何らかの代表であったり、あるいは経済界の方であったり、労働界の方であったり、あるいは私がたまたま今回は一員に加わらせていただきましたが、自治体の声も聞いていただきたいので、この学識経験を有するものというのが、大学研究者、大学関係者だけにならない幅広い層からも意見を今後聞いていただき、組織としては総体的に小さな組織として集中的にやっていただくにしても、幅広い意見を聞けるようなニュアンスを最後の3行に含めていただくことを希望します。

以上です。

○佐々木座長 ほかに。

それでは、久保さんからの問題提起については、今日はなお進行形なものですから、具体的にお答え出来る状態にはありません。次回にどういう形でお答え出来るかはちょっとまだ言いかねますけれども、実はこの報告書ができ上がってから、関係閣僚会議で事後処理をどうするという話になって、それから更に具体的にこう行くという、ステップが幾つかあるものですから、それを言わば見越した上でいろいろ恐らく事務局は作業していると思いますが、法務省はもちろんのこと、文部科学省も当然のこと、いろんな御協力を得ながら事務局を充実したものを是非座長としても作っていただきたいと思ひますし、今お話のあった、どういう仕組みにするか、少なくとも意見を聞くことについては目配りを十分していただきたいという御主張はもっともなことだろうというふうに思っておりますので、是非それもお願いしたいと座長としても思っております。

本当はもうちょっと絵でも出せればよかったんですけども、ちょっと今の段階はまだそこまで行っておりません。後でいろいろくしゃくしゃすることもあるものですから、ちょっと慎重に情報管理をさせていただきながら進めているということについては御理解をいただきたいというふうに思っております。

第4、それからその他を含めて、丸島さん。

○丸島委員 今の点に関連して、これはいずれにしろ省庁横断的な課題になるので、内閣官房のもとに統一した態勢が組まれるべきであると思ひます。とは言っても内閣官房の下には、たくさんの課題があつて、そういう面からすると、我が国の将来におけるこの問題の重さというか、重要性を改めて確認し、そのプライオリティを上げる努力をしないと、しっかりとした取組体制にならないのではないかと懸念があります。司法制度改革審議会の意見書において、司法部門は、内閣や国会などの政治部門と並んで、私たちの社会の公共性を支えるもう一つの柱だということが高らかに謳われているように、わが国の在り方に関わる重要課題ということで位置づけを高く持っていただかないと内閣の下に置くことの実質的な機能が果たせないのではないかと懸念があります。

あわせて、今後の検討体制について、検討会議の取りまとめに基づく立法や具体的な措

置をとる部分については、内閣の下で関係機関による実務的な作業ということはいいのですが、それだけに止まらず、引き続き今後検討すべき課題が多く残っているという観点から、有識者、法曹三者を含めた組織で、現場のヒアリングをはじめとして多様な意見を聞きつつ幅広く検討するという場を設ける必要があるだろうと思います。裁判所なども司法権の独立という問題意識ももたれるでしょうから、決まった方針について内閣の下で迅速に進めるという側面とともに、引き続きの検討課題について、幅広く意見を聞きながら方向性を出していくこととのバランスをうまくとって検討を進めていただく必要があるだろうと思います。

それから、もう1点、少し細かな点ですが、継続教育のところで、今回、例えば法テラスの活用ということが書かれています。法テラス関係の研修も大変熱心に取り組まれていますのでこのような内容が考えられることは理解できますが、そこで想定されるのは、例えば、裁判員裁判の弁護活動の取組などで、刑事弁護の専門性を高めるためにスタッフ弁護士などへの充実した研修を実施しておられるので、そのような研修の場をスタッフ弁護士だけでなく広く一般の弁護士も活用できるようにするといった趣旨にあるということだと理解します。余り焦点が広がると、何をやるのだろうという懸念や議論にもなりかねませんので、念のため申し上げます。

○佐々木座長 これは部長から答えていただいたほうがよろしいかと。

○小川司法法制部長 今、御指摘されたとおりです。

ただ、いずれにしろ継続教育の法テラス活用ということについては、今後、日弁連とも十分御相談していきたいというふうに思っております。

○佐々木座長 それでは、一応最後まで御覧いただいたわけでありますが、どうでしょうか、ほかに。

それでは、田中さんと田島さん。

○田島委員 我々が議論したものはこうやっていろんな経緯もあったかもしれませんが、座長が随分御苦労されてまとめていただきました。パブリックコメントを沢山いただいていますよね。そのことについてもこの間報告を一部いただきましたけれども、あと、具体的にこれはどういう具合に公表されるのでしょうか、パブリックコメントの中のもの。我々のこの検討会議の意見の中で受けたものという形で出されるのでしょうか。パブリックコメント自体の取扱いをどういう具合にされるのかをちょっとお尋ねしたいんです。

○佐々木座長 事務局から。

○松並官房付 冒頭のほうで申し上げましたとおり、原則公表とされておりますし、もちろん一般の方から要望がございましたら、行政文書の情報公開請求という形をとって法令に従って、それなりの時間はいただかないといけません、その上で対応するという方針になっております。

○田島委員 ここの意見書といいますか、報告書の中にパブリックコメントの代表的なものを入れるとかということはないのでしょうか。

○松並官房付 検討会議では、13回に御説明いたしました時の中間取りまとめに対して寄せられた意見の概要ということで書面を作成し、これはホームページでアップしておりますので、そういう意味で公表は既にさせていただいております。

○田島委員 そうすると、例えばパブリックコメントを受けて、私たちがこういうものを検

討した結果がこうですというようなものは入らないのでしょうか。

○佐々木座長 特に入らないと思います。

田中さん。

○田中委員 本日の会議には、萩原委員から法科大学院に対する法的措置の関係で意見書が出ておまして、これまでの議論の中にはその対応意見が出ていなかったように思いますので、その点にだけ最後に触れておきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○佐々木座長 御意見あれば伺います。

○田中委員 13ページの七つ目の○のところで、萩原委員のほうから異論といたしますか、まとめ方について異論が出ております。私の個人的な意見については前にも述べておりますので、繰り返しません。現段階においても変わらないわけではありますが、この取りまとめ案は多数のお考えを踏まえて最終的に取りまとめられたわけでありますので、そういう前提でお話いたします。この13ページの七つ目の○のところで、「法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み」うんぬん、必要な法的措置を設けるとしていることにつきましては、大学行政全般を視座に入れた上でのワーディングとして、前回と比較して丁寧な書きぶりになってきているというふうに思います。

また、この法的措置の内容を含めた具体的な制度の在り方に関わる文脈につきましても、その考慮要素についてさまざまな意見はあろうかと思えますけれども、この段階における整理の仕方としては、おおむねこのようになるのではないかと考えております。

なお、萩原委員のおっしゃられる「一定期間内」という点、あるいは「組織の見直しの進捗度」、また「見直しの判断主体」などを含めた事柄の詳細については、次の段階で具体的に検討されることになるはずでありましようから、とりあえずはここにあるような記載でよろしいのではないかと考えております。

以上です。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。ほかにございますか。

どうも活発な御議論、ありがとうございました。

そこで、今日ちょっと幾つか議論が出たことのうちの全部とは申し上げられませんが、少なくとも二つについて修文をさせていただきたいと思えます。一つは、例の国会の話を入れたいということがございますし、もう一つは例の科目のことについてですね、皆さんに御確認をいただきたいと思っております。もう12時5分ですので、そんなに長い時間はちょっといただけないかと思えますので、至急、作業をしていただいて、これを皆さんに読んでいただくように、どのくらいの時間が必要かな。

○松並官房付 とりあえず、10分ぐらいいただければ、できるだけ早く作業します。

○佐々木座長 これ、ちょっと至急やっていただいて、それで、実は選挙があるものですから、全て日程が急がないといけないので、実質固めたいので、ちょっとお待ちいただくことになって恐縮ですが、約10分ということでお待ちいただきたいと思えます。その上で再開いたしますが、ちょっと休憩をさせていただきます。よろしくどうぞ。

(休 憩)

○佐々木座長 よろしいでしょうか。

それでは、二つの箇所に修文を集中してやってみましたので、御理解いただければと思います。

第1のところの○、全部は入れていませんけれども、国家公務員のところを書き加えたということでありまして、申し上げます。

また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待されるということですね。それから、弁護士さんの国際的な活動につきまして、公的分野におけるものも含めたらどうかということで、これはそういう趣旨でちょっとつけ加えて、そのほうがより広く理解していただけたらと思ったわけでありまして。

それから、説明文のところ、自治体の話が大変繰り返し話題になりましたので、ただ、書き方は余り露骨に書くわけにもいきませんので、法曹有資格者を採用しやすくするための配慮の検討ぐらいにとどめたところでありまして、その4ページ目の下の公的分野におけるものも含めは、同文でございます。

それから、もう一つは試験科目のところでありまして、司法試験の短答式試験の試験科目を憲法、民法、刑法に限定すべきであると。これに加えてということで、ここはその科目のところだけを変えたわけでありまして、下の解説もそれでそういう内容になっておりまして、その変えたことの趣旨その他について書こうかと思ったんですけれども、またいろいろ難しくなるだけなものですから、ちょっと勘弁をしていただいて、ただ、議論の内容は議事録に残るということで、修文をさせていただいたところがございます。何分にもできる範囲に限られているというか、時間的にも限られておりますので、このように修文することで御異議なければ大変ありがたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木座長 ありがとうございます。

そういうことで、我々の検討会議の内容をこういう形で取りまとめ等をさせていただきます。最終的な確定には字句の修正等を行う必要があると思われませんが、この点は私に御一任いただけるでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木座長 それから、最後の部分についてですが、実は文章をかなりスケジュール的に早く固めないといけないということがありまして、いろんなことを考えて、その修文を考えているとスケジュールがあべこべになりそうな感じがするものですから、ここはこのままにしておいて、そして次回に、具体的に詳細に説明をさせていただくということで御勘弁をいただければというふうに思っております。

政務との関係での時間の問題もあるものですから、その最後のところは、今後の検討体制のところは、文章自体を今日、どうするというようなことの問題も実はないし、それから今後の進め方との関係でも限界がございますものですから、貴重な御意見いただきましたけれども、曲げて文章はこのままにさせていただいて、内容の説明を次回に充実した形で行わせていただければ、御勘弁をいただければと、このように思っております。その点も御了承いただけますでしょうか。

いろいろ御注文、またあろうかと思いますが、文章についてはそういうふうな扱いにさせていただきます。字句の修正等は私の責任で御一任をお願いしたいと思います。

それから、予備日として皆様に御予定いただいております6月26日でございますが、そういうことでまだ幾つか御報告しなきゃいかんこともございます。

それから、また、今後の検討に向けての皆様のいろんな御意見というものが十分入っていないということはもう今日もさんざん言われましたが、更に御希望あるいは御意向というものがあろうかと思っておりますので、そういう点についても自由に御発言をいただければというふうに思います。

字句の修正を行った上での取りまとめの日時は26日付ということで確定をさせていただきますが、内容は事実上、今日ほとんど確定ということになるということでございます。この点も手続的に御了承いただければというふうに思います。

それから、本日の内容につきましては、適宜私から記者ブリーフを、簡単でございますけれども、行うことになっております。最後というか、実質的にこれが最後になるものですから、そういう機会を設けさせていただいたところでございます。

以上、最後、大変慌ただしかったんでございますけれども、皆様の御予定を30分近く超過してまことに申し訳ございませんでした。皆様の御協力によりまして、何とかこういう格好で一つの取りまとめに至ることができました。心から感謝申し上げ、御協力に御礼を申し上げます。

それでは、本日はここまでとしたいと思います。今後の予定を事務局からお願いします。

○松並官房付 次回は、6月26日水曜日、午後2時から4時まで、場所は本日と同じ法務省20階の第1会議室です。詳細につきましては追ってお知らせいたします。

なお、ただいま座長からお話のありましたとおり、取りまとめの字句修正につきましては、作業ができ次第皆様に送付させていただきます。

以上です。

○佐々木座長 それでは、本日はありがとうございました。

次回もよろしく申し上げます。

—了—